

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「水が澄み人が住むまち銚子」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

銚子市

3 地域再生計画の区域

銚子市の全域

4 地域再生計画の目標

銚子市は、東京から約120km、関東平野の最東端、利根川の河口に位置し面積は83.69km²、北は利根川をはさんで茨城県と相對し、東及び南は太平洋の荒波を受け、川と海に囲まれた市である。

主力産業は灯台キャベツ・メロンを中心とした農業、全国でも有数のいわし・さんまの水揚量を誇る水産業、そして自然景観に恵まれた観光産業である。温暖な気候と豊富な観光資源に恵まれ、特に、愛宕山から望む景観は悠々と流れる利根川と太平洋の青々とした大海原が広がり、地球が丸く見えるまちとして有名である。また、関東最東端の犬吠埼は、山頂・離島を除き日本で1番早く初日の出が見ることができることでも有名で、毎年元旦には多くの人と車でにぎわう重要な観光資源の一つである。

夏季の海水浴シーズンには、太平洋岸の雄大な屏風ヶ浦に抱かれた名洗マリンリゾート海域に整備された銚子マリーナ海水浴場に多くの海水浴客が集まり、銚子マリーナ地区では、ジェットスキー全国大会、マリーナトライアスロン大会などが開催され、さらにサーフィンやイルカウォッチングも行われる海洋性スポーツのメッカである。

また、みなとまち銚子の一大観光イベントは「銚子みなとまつり」で、毎年8月の第一土曜日に利根河畔で行われる花火大会、やっぺおどり大会、翌日曜日には、約1,000人の担ぎ手による御輿パレードと、まちは祭り一色となり、銚子市の人口を遙かに上回る見物客でにぎわいをみせる。

このように、自然環境に恵まれた銚子であるが、農業は比較的安定しているものの、水産業、水産加工業、それに関連する事業は、その年の水揚げ高に左右される。その影響から、かつては近隣を含めた広域経済の中心であった商業圏も隣接の旭市、茨城県神栖市へと流出して、人口について

も昭和40年代の9万3千人をピークに減少傾向が続いており、平成17年4月1日現在、7万6千人である。

このため銚子市では、定住人口を増やすことが必要であると考え、その一つの方策として、昨年、社会的需要度の高い薬学部と日本初の危機管理学部を持つ「千葉科学大学」を銚子マリーナの後背地に誘致し、銚子市として「文教のまちづくり支援事業」を実施して学生への支援を行っている。薬学部については平成18年度から6年制となるため、創立7年目となる平成22年には、2,500人程度の学生の定住が見込まれるところであり、市内においても学生の生活基盤となるマンション、アパートおよび商業施設等の建設が進んでいる。

既存の市街地施設およびこれら新たな施設から排出される生活雑排水が主要河川へ流入した場合、利根川はもちろん、資源豊かな海への汚染の影響が懸念されることから、主要河川の水質保全を図るため、水洗トイレ、生活排水等の生活環境改善を目的として下水道整備を進めているものの、平成16年度末の汚水処理人口普及率は68.5%と低迷しており、早急な整備が必要となっている。

このようなことから、市としては、汚水処理施設整備交付金を活用し、銚子マリーナ海水浴場へ流れ込む小畑川をはじめとして、主要河川の水質改善を図り、鮎やめだかの棲む水辺環境の保全と海水浴場の更なる水質向上によりマリンスポーツを楽しむ観光客の増加、そして、やっぺおどりや御輿パレードなどの地域の祭りに学生の参加を呼びかけることにより、水が澄み生き物が棲み人が住むまち銚子の活性化と再生を目指す。

【目標1】

汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を68.5%から80%に向上する。

【目標2】

学生の定住人口を確保（5年間で2,500人を目標）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

海岸線の優れた自然景観・水環境に恵まれた銚子を、次世代を担う学生、子ども達に引き継ぐために、利根川河畔及び海岸沿いの貴重な自然資源を保全し、人と自然が共生した海洋観光都市の形成と交流（観光）人口の増加・定住人口の増加を目指し、次の事業を効果的に実施する。

まず一つには、衛生的で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備及び接続への啓発事業、合併浄化槽の設置費補助事業及び転換についての啓発を計画的に効率的に推進する。

整備・普及にあたっての基本的な考え方として、比較的人口が集中している市街化区域（事業認可区域）については、公共下水道の整備を今後も推進する。それ以外の家屋が分散している区域については、管渠・汚水管の建設費が高むことから、浄化槽により整備普及を推進する。

次に、名洗マリンリゾート海域の更なる水質改善により、観光客の増加を図り、学生及び地域住民による海岸清掃を啓発する。

更には、今後の経済情勢、地域の特性を活かし地域住民との協調を図りながら、みなとまつりへ参加と祭りの後片づけを市民と協力して行う。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成15年3月に事業認可

[事業主体]

- ・いずれも銚子市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 銚子市芦崎処理区（下水道法認可区域）
- ・浄化槽 銚子市全域（公共下水道、豊里住宅団地下水道区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～平成22年度
- ・浄化槽 平成18年度～平成22年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 管渠： 200mm ~ 450mm 7,000m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 250基

なお、各施設の新規の処理人口は次のとおり想定する。

公共下水道	2,370人
浄化槽	675人

[事業費]

・ 公共下水道	事業費	545,000千円（うち交付金 272,500千円）
	単独事業費	560,000千円
・ 浄化槽	事業費	64,245千円（うち交付金 21,415千円）
	単独事業費	2,250千円
合 計	事業費	609,245千円（うち交付金 293,915千円）
	単独事業費	562,250千円

5 - 3 その他の事業

- ・ 生活環境保全の啓発事業

公共下水道への接続及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するための啓発活動を実施する。

- ・ 海岸清掃の推進

海辺や利根河畔の貴重な植物・生き物保護と景観保全のため地域住民及び学生の参加による清掃活動を促進する。

6 計画期間

平成18年度～平成22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、本市の下水道事業運営協議会等に評価を諮問し、その答申に基づき、評価結果を公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし